

平成 31 年 1 月 9 日

関係各位

株式会社インターテック
代表取締役社長 佐藤和樹

民事再生手続の終結のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊社は、平成 30 年 6 月 12 日に東京地方裁判所から民事再生の手続開始決定を受け、その後、債権者の皆様のご理解を得て平成 30 年 12 月 12 日の債権者集会では賛成多数の賛同を頂き再生計画案の認可決定となりました。

その後、再生計画案について法律上の障害事由もなく、債権者様からの申し立てもなかったことで、平成 31 年 1 月 9 日に同認可決定が確定し民事再生手続が終結となりましたことをお知らせいたします。

弊社の民事再生手続開始の申立てにより、お取引様、債権者の皆様、その他グループ各社の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしました。弊社が民事再生手続開始決定から約 8 カ月という短期間に民事再生手続の終結決定をいただくことができましたのは、ひとえに皆様のご厚情とご支援の賜物であり、改めて心より御礼申し上げます。

弊社は、今後ともインターテックグループ各社の協力を得ながら全社一丸となって再建に取り組んでゆく所存でございますので、皆様におかれましては、何卒ご支援を賜りたく心よりお願い申し上げます。

敬具